

傷病手当金の支給に係る規則の一部改正について

1 規則名

豊島区国民健康保険条例の一部を改正する条例附則に規定する規則で定める日を定める規則（令和 2 年豊島区規則第 50 号）

＜全文＞ 改正 令和 3 年 12 月 15 日豊島区規則第 77 号

豊島区国民健康保険条例の一部を改正する条例(令和 2 年豊島区条例第 18 号)附則に規定する規則で定める日は、令和 4 年 3 月 31 日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

2 改正理由

国からの財政支援継続に伴い、傷病手当金の支給の適用期間（令和 2 年 1 月 1 日から規則で定める日）を改めるため。

3 改正内容

規則の一部を下表のように改正。

規則番号（公布の日）	改正内容
令和 4 年豊島区規則第 9 号 （令和 4 年 3 月 4 日）	「令和 4 年 3 月 31 日」を「令和 4 年 6 月 30 日」に改める。
令和 4 年豊島区規則第 52 号 （令和 4 年 6 月 9 日）	「令和 4 年 6 月 30 日」を「令和 4 年 9 月 30 日」に改める。
令和 4 年豊島区規則第 71 号 （令和 4 年 9 月 21 日）	「令和 4 年 9 月 30 日」を「令和 4 年 12 月 31 日」に改める。